

# 行政書士しずおか

2019 新春号 No.294



## 「夜明け（城）」

静岡支部 前田 芳秀 会員



静岡県行政書士会

# 第23回 写真コンクール入選作品



「初夏の烏城」

伊豆支部 石井康一 会員



「晩秋の富士裾野」

沼津支部 澤山一宏 会員



「里の秋」

島田支部 鈴木芳雄 会員



「ひまわりと薩摩富士」

三島支部 野中房江 会員



「ユキマサくん 下界見る」

西遠支部 村松正利 会員



「湖上に映える大鳥居」

西遠支部 竹内一登 会員



「雲の帽子を被る富士山」

沼津支部 竹内<sup>ヒデ</sup>愛 会員

# CONTENTS

年頭のご挨拶	静岡県行政書士会会長	平岡 康弘…… 3
	静岡県知事	川勝 平太…… 4
	静岡県議会議長	渥美 泰一…… 5
	自由民主党行政書士制度推進議員連盟会長	天野 一…… 6
	行政書士制度推進静岡県議会議員連盟会長	三ツ谷金秋…… 7
平成30年度行政懇談会報告……………		8
平成30年度行政書士制度広報月間実施報告……………		13
平成30年度行政書士試験実施報告……………		14
静岡県行政書士会ホームページのリニューアル速報……………		16
公教育出前講座グループ 報告……………		20
支部便り 中部ブロック会議での思ひ出 ……………		21
仕事に役立つIT活用 第2回「Cam Scanner」	広報委員 伊藤 僚……	22
投 稿		
「富士に至る道」～富士山の登山案内絵図～	御殿場支部 勝又 洋……	25
掲 示 版		
「第49回農林まつり」参加報告……………		27
関東地方協議会開催報告……………		28
告 知……………		29
会員の動静……………		30
講習会・研修会 報告……………		33
会議議事録内容……………		35
会 務 録……………		38
つぶやき・編集後記……………		40



年を取ると朝早く目が覚めてしまうものです。叔母の法要で犬山のホテルに宿泊した際、朝の散歩で素彫りのトンネルを抜けて、木曽川の愛知県・岐阜県間に作られた堰堤（通称ライン大橋）へ行ってみたところ、素晴らしい景色に出会いました。本当に「早起きは三文の徳」でした。

静岡県支部 前田芳秀



## 時代の節目の年を 迎えるにあたって

静岡県行政書士会会長 ひら おか やす ひろ  
平 岡 康 弘

あけましておめでとうございます。会員の皆様はじめ、関係各団体、顧問議員の先生方、日頃より当会の運営にご理解、ご協力を頂いていることに心よりお礼申し上げます。

平成最後の「初日の出」を平成の時代を顧み、これから迎える新しい時代へ希望を胸に、水平線、地平線から昇る太陽に手を合わせた方々もいたのではないのでしょうか。

その平成の時代を終える今、天皇陛下の誕生日での記者会見において、平成が戦争のない時代で終えることに安堵していると述べられました。第二次世界大戦後、全世界が平和な方向に行ったわけではない状況下で、日本が平和な国へと進んだことへ安堵と同時に、戦争に対する強い悔恨と呵責、そして平和への強い思いを懐き天皇の務めを行ってきたことに、平和であることの尊さ、そして平和を維持し続ける大切さを痛感いたしました。永遠に平和な日本であることを信じています。

さて、情報通信技術が急速に進歩するなか、政府は、IT戦略においてデジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行として、行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等の実現を目指しています。この施策は行政書士の業務の中心的な許認可申請に大きく影響を及ぼすものと考えられます。

ドローンの出現による飛行許可申請や食品の安全確保の国際標準化を図るためHACCPにそった衛生管理の制度化に見るように、新しい技術や概念から新たな規制が作られると同時に新たな許認可が生まれます。社会の変遷とともに行政書士の業務も移り変わっていきます。政府のIT戦略や新規産業等に対して、今後その動向をしっかりと見据え、マイナス思考ではなく、私達行政書士にとって、新たなビジネスチャンスとして受け止める体制を整え、順応性を備えた組織作りも重要であると考えます。

去年は、西日本豪雨、台風、猛暑、北海道胆振東部地震と災害に見舞われた年でもありました。東日本大震災、熊本地震等の災害の傷跡が癒されないうちの新たな災害に見舞われ、静岡県も台風24号によってかなりの被害を受け、現在も屋根にブルーシートが覆われたままの家を見かけます。東南海地震、関東直下型地震が懸念されるなか、昨年12月25日、静岡県庁において、静岡県と行政書士会も所属する静岡県災害対策士業連絡会とで「災害時における相談業務に関する合意書」を締結いたしました。これは平成17年に締結された内容を見直したのですが、士業の特性を生かし、その連携により県下の被災者を支援するものです。当会においても県下全市町と被災者支援協定を結んでいます。更に充実した支援が行えるものと思っています。

変遷する社会のなかで、行政書士制度の更なる充実を図り、県民の利便性の向上ならびに社会に貢献できる行政書士会に向けて取り組んでいかなければなりません。

平成から新たな年号に変わる節目の年、会員の皆様、関係各位の皆様方が健康でご活躍出来ることをお祈りし、年頭のご挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

静岡県知事 かわ川 かつ勝 へい平 た太

新年、明けましておめでとうございます。

県民の皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

「富国有徳」は県政運営の基本理念です。それは「富士」を四字熟語にしたものです。「士（有徳の人材）」が「富（豊かな物産）」を支え、「富」は「士」のために用いる、「徳のある、豊かで、自立した」地域となって、ポスト東京時代を拓こうとするものです。民間企業も同じように富社有徳が求められます。

新たな総合計画「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」を昨年4月から実施しています。富士山の姿に恥じない理想郷づくりのための取り組みです。順調な滑り出しでOne for all, All for oneのラグビー精神をもって展開してまいります。

昨年は「静岡水わさびの伝統栽培」の世界農業遺産、「伊豆半島」のユネスコ世界ジオパークの認定、本庶佑先生（ふじのくに地域医療支援センター理事長）のノーベル医学生理学賞受賞など、慶事が続きました。平成25年6月の富士山の世界遺産登録を皮切りに、本県の世界クラスの地域資源・人材は急増しています。その数は5年半（66カ月）で82件にのぼり、1か月に1件以上のハイペースです。“ふじのくに”静岡県は、正に、世界の檜舞台に立ちました。

本年は元号が変わる節目の年です。日本は人口減少、超高齢化、東京一極集中などの課題を抱えている一方、明治維新から150年が過ぎ、学問・文化は国際的に高く評価され、戦争・テロの危険度の低い安全な国で、国民は世界一の健康寿命を享受し、外国人が憧れる国になっており、海外からの留学生も観光客も急増しています。

本県では、春には、国内最大規模の観光企画「デスティネーションキャンペーン」、秋には、「ラグビーワールドカップ2019」、来年には「東京2020オリンピック・パラリンピック」の自転車競技を控えています。国内外から本県への注目が集まり、交流の拡大は確実です。この潮流を加速し、「世界から見る」という視点と「世界の檜舞台に立っている」という誇りをもって、霊峰富士のもと「海と山の風景の画廊」を「ふじのくに回遊式庭園」にする美しい地域づくりを進めます。

国籍を問わず、誰もが努力すれば、夢が叶い幸せになれる、「ドリームズ Dreams カム come true トルー in イン Japan ジャパンの拠点」（愛称「ふじのくにドリカムランド」）となるように、全力で取り組んでまいります。御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、今年一年の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げ、年頭の御挨拶といたします。



## 新年の御挨拶

静岡県議会議長 あつ 渥 み 美 たい 泰 いち 一

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

昨年は、元静岡県公立大学法人理事長の本庶佑氏がノーベル生理学・医学賞を受賞され、静岡県富士山世界遺産センターが、開館1年足らずで年間目標の30万人を大きく上回り、来館者50万人を達成する等、本県にとりまして嬉しい出来事がありましたが、日本各地においては大規模な自然災害が発生し、あらためて災害に強い県づくりの必要性を感じる年でもありました。

毎年、12月12日の「漢字の日」に、京都市東山区の清水寺でその年の世相を漢字一字で表現する恒例行事が行われていますが、昨年の漢字は、「災」でした。北海道や大阪府北部の地震、西日本豪雨や台風、記録的猛暑など、天災が多かったことが応募者に選ばれた理由だそうです。5月1日の新天皇陛下即位により、新元号を迎えるにあたって、清水寺の森清範貫主せいほんかんすが語られたように、今年は無自然災害がない年になるよう祈念申し上げます。

一方、国際情勢に目を向けますと、シンガポールで行われた北朝鮮とアメリカの史上初の首脳会談により米朝の緊張緩和が進んだものの、9月に行われた南北会談を経てもなお朝鮮半島の完全な非核化にはすぐに結び付かず、先行きは不透明であります。米中貿易摩擦等の影響や、深刻化する人手不足への懸念があり、国内経済の景況感は上がりませんが、本県では、川勝知事が提唱する、富国徳の理想郷“ふじのくに”づくりを目指して、新総合計画がスタートしたばかりであります。

私ども県議会としましても、策定された施策の推進状況をチェックしていくとともに、県民のくらしの安全・安心と、本県に持続的な経済成長をもたらす施策の推進のため、引き続き全力で取り組んでまいります。皆様にも、県民と行政とをつなぐ懸け橋として、一層の御尽力をお願い申し上げます。

結びに、静岡県行政書士会の益々の御発展と、今年一年の会員の皆様の御健勝、御多幸を心からお祈り申し上げます。お祝いの言葉といたします。



## 新年のご挨拶

自由民主党行政書士制度推進議員連盟会長  
静岡県議会議員 あまの天野 はじめ一

新年明けましておめでとうございます。平成最後のお正月。天皇陛下の退位と皇太子様の即位により、平成は終わり、新元号を冠した新たな時代が始まります。新時代にふさわしい行政書士の未来はいかにあるべきか、皆様と一緒に考えてみたいと思います。

米国デューク大学のキャシー・デヴィッドソン氏は未来をこう予言しています。

「今の小学生の65%は、今存在しない職業に就くだろう」。

現在、世の中の仕組みは、IT（情報技術）の推進と未来社会の主役となるであろうAI（人工知能）の発展が急速に進み、従来とは全く異なる姿に変貌しようとしています。国内大手の研究機関の調査結果として、行政書士ほか士業の業務の多くが2030年頃にITの進歩やAIの活用により自動化されるという予測が示されています。

しかし、私はどんな世の中にあっても、最後は専門的な知識を持った人の力に優るものはないと思います。特に行政書士の最大の強みは業務範囲の幅広さであります。IT・AIが普及したとしても、この業務範囲の広さが生き残りの鍵になってくるのではないかと考えます。

現に私が参画するNPO法人静岡ビジネスサポートセンターでは、長年、企業のM&Aや事業承継に取り組んでまいりましたが、最近では高齢者の財産や相続の相談を受け付けることが多くなりました。

行政書士の業務も従来の「書類作成を行う代書業務」から、「より高い専門性を持ちながらコンサルティングを含む許認可手続の業務」へ変わりつつありのではないかと感じています。地域社会に最も密着した「街の身近な法律家」として、様々な問題に対応し、とりわけ近年は「代理権」や「成年後見制度」が認められており、高齢者にとっても頼りになる存在です。将来的には高齢者が自分で最期をプロデュースすること、看取りから死後も含めた人生のエンディングプランまでを描き、よりよく生きるためのお手伝いをさせていただきたいと存じます。

最後に、行政書士の皆様の活躍のフィールドは、今後ますます広がっていくと期待されています。皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



## 新年のご挨拶

行政書士制度推進静岡県議会議員連盟会長  
静岡県議会議員 みつや三ツ谷 かなあき金 秋

新春を寿ぎ、行政書士会所属の会員皆様方に謹んで新年の祝詞を申し上げます。

昨年、6月に大阪北部地震、7月には西日本豪雨、8月には台風21号による高潮被害、9月には北海道胆振地震、最後は台風による強風で静岡県下全域が停電するという災害に見舞われました。初めて経験する大停電が地域の商工業に、社会生活に、経済にと深刻な影を落としました。その様な大災害に見舞われながらも、静岡県の景気は緩やかに拡大しており、設備投資も製造業を中心に一段と増加しているとの事です。

個人消費も、雇用・所得環境の改善に伴って、持ち直しの動きが広がっているようです。

一方で、中小企業を中心に人口減少や高齢化により人材不足は深刻な状況です。地域企業と学生とのマッチングやUターン、Iターン就職を促進し、新たな人材確保に本腰を入れる必要があります。

一つ報告をさせて戴きます。

12月議会で代表質問に登壇し、研修会での会員からの意見陳述を基に、混乱する被災地での罹災証明書の書式統一化や、士業・行政書士・関係団体との関係強化、災害復旧に向けた会員の積極的な登用などを知事に要請し理解を頂きました。

結びに、行政書士会にとって実り大きな年に成りますよう、また、会員皆様方のご発展、ご多幸をご祈念申し上げ、新春の挨拶に代えさせていただきます。

# 静岡県行政書士会平成30年度行政懇談会 報告書

日時 平成30年10月11日(休) 午後2時～5時

場所 クーポール会館 3階会議室

参加者 静岡県議会議員 自由民主党行政書士制度推進議員連盟加盟議員  
行政書士制度推進静岡県議員連盟加盟議員  
静岡県行政書士会 会長、副会長、常任理事、監事、各テーマ担当者、名誉会長、総務委員会  
静岡県行政書士政治連盟 会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、会計監査

テーマ報告書 ①-1 在留資格制度の説明・今後の展望について  
①-2 日系四世の受け入れについて  
② 成年後見制度の推進について  
③ 所有者不明土地及び空き家対策について  
④ 大規模災害時の自治体及び被災者支援に対する行政書士を含む土業の利活用について

①-1 在留資格制度の説明・今後の展望について

①-2 日系四世の受け入れについて

座長：副会長 児島良孝

説明：国際委員会委員 守屋和弘

書記：国際委員会委員 新村夕子

## 1. 懇談の要旨

児島座長が、行政書士のうち申請取次の届出者が、外国人の在留資格について取り扱いを行っており、全国で7,500人ほど、静岡県は200人以上であると述べた後、守屋委員が次のとおり説明を行った。

- (1) 現在、専門的・技術的分野において能力を有する外国人を積極的に受け入れているが、労働力確保のために制度改革、法改正が行われている。
- (2) 「技能実習制度」は、開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力の推進を目的としている。
- (3) 在留資格「介護」が創設され、2017年9月施行された。質の高い介護に対する要請と介護分野における外国人留学生の活躍支援の要請を受けたもの。
- (4) 「日系四世の更なる受入れ制度」は、日本で日本文化を習得する活動等を通じて、日本と海外の日系社会との架け橋となる人材を育成することを目的として創設された。最長5年間の滞在と就労が認められる。
- (5) 2018年6月「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、就労を目的とした新たな在留資格を創設することが決定された。就労する外国人材には、当該業種で適正に働くために必要な知識、技能及び日本語能力を求める。2019年4月の開始を目指して法案の整備が進められている。
- (6) 「入国管理庁」の設置を含め、組織体制を抜本的に見直す検討が始まった。

## 2. 回答や意見

次の通り意見交換を行った。

### 平岡会長

留学生のうち3割程度は日本で就職するが、7割は帰国している。定着に向けて、静岡県としても環境を整えたいがなかなか進まないという話を聞いた。先生方からご意見をいただきたい。

**児島座長**

補足。静岡大学を始めとする県内の複数の大学によるネットワークが団体として、留学生の就職促進のための助成金を、3年間で2,000万円ほど文科省からもらっている。行政書士会としてもそのテーマの中で支援を行っている。

**曳田卓議員**

そのお金は、何に使っているのか？

**児島座長**

留学生と企業とのマッチング、および留学生の日本語能力を向上することが目的であるとして使用している。

**曳田卓議員**

この度、沼津に日本語学校ができたのだが、そういうところで学ぶために助成金を出すという意味か？

**児島座長**

これは、大学を対象としています。

**曳田卓議員**

静岡県ではいくつあるのか？

**児島座長**

静岡大学を中心に4つの大学と一緒に申請をしたものだが、県内の他の大学の留学生の支援にも割り振ることになっています。詳細については、資料をお渡しできます。

**三ツ谷金秋議員**

今日の議会で、「技能実習」について「食品」を業種として指定するよう、意見書を承認した。今後（新設される在留資格についても）受入の幅が広がる。

**児島座長**

新設される在留資格については次の臨時国会に向けて固まってきたと思うが、あらゆる業種から受入職種の追加を求められているようです。

今、「技能実習」で定められているのは77職種だが、今後さらに広がるのは間違いないと料します。

**② 成年後見制度の推進について**

座長：常任理事 五條義人

説明：コスモス静岡支援G委員 足立裕明、永井克典

書記：コスモス静岡支援G委員 伊藤貴佳

**1. 懇談の要旨**

県内全ての自治体において、行政書士を含む多職種の団体による『協議会』が組織されるよう県からの働きかけをお願いしたい。

**2. 回答や意見****林芳久仁議員**

『認知症の本人が語り合う全国の集い・グランシップ』に参加した。サポートは介護職から後見人へ。生活の支え方や財産をどうするのか等あらゆる団体でサポートしていくしかない。

**早川育子議員**

認知症の方々の話（不安）を聴いてほしい。本人のサポート・親族へのサポートなどは、本人・親族の理解を得た上で進めていく。

**永井コスモス静岡支援G委員**

財産管理はもとより、身上監護を重視し、ニーズを引き出してどのようなサポートが必要か等、本人の為に

なる制度としていきたい。

事例：個々でのケース会議 情報をサポートチームで共有し本人の気持ちをサポートしている。

**曳田卓議員**

後見人は誰が？

もう少しシンプルな説明でなければ分かりにくいのでは？

**蓮池章平議員**

(『手をつなぐ育成会』を例に) アプローチと反応は？

**永井コスモス静岡支援G委員**

介護事業所・地域包括支援センター等には会員が個々で訪問。アプローチとしては、市町の担当課・社会福祉協議会等、自治体訪問時には静岡県行政書士会会長・コスモス静岡支部長が同行し、協議会に参加する意思を伝えている。三島市、浜松市では成果が出ている。

**蓮池章平議員**

(後見人は) ボランティアなのか 報酬は？

**永井コスモス静岡支援G委員**

ボランティアな部分はある。報酬に関しては助成されているところもある。

### 3. 結論

各地区において『連絡協議会』が立ち上がっている今、行政書士が『協議会』へ参加できるか否か、また専門団体として認識されるか、されないかの分岐点でもあります。

今回、議員の皆様には、『協議会』に参加を希望する旨を確実にお伝えいたしました。

社会貢献としての成年後見に対する姿勢と熱意はご理解いただけたと感じております。

今後の活動において有意義な懇談会でありました。

### ③ 所有者不明土地及び空き家対策について

座長：常任理事 諸田 薫

説明：理事（新分野業務推進Gキャプテン）谷口民衛

書記：新分野業務推進G委員 福島功斗至

諸田座長より、所有者不明土地及び空き家対策について、行政書士業務に則したアプローチ方法の概要の説明があり、以下の項目の通り、谷口理事より説明を行った。

#### 1. 懇談の要旨

##### (1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（国土交通省関係）

当該土地は、土地収用法の不明裁決に時間がかかる、公共事業以外の事業への利用が困難、所有者探索に多大なコストがかかっていた等の問題があった。これらの問題について新たな措置として知事裁定に基づく審理手続の省略・裁決一本化、地域福利増進事業の創設により、最大10年間（延長可能）当該土地の利用が可能、固定資産課税台帳等の公簿情報が利用可能となった。

##### (2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（法務省関係）

長期間相続登記がされていない土地は利用したくても相続人の探索に多大なコストがかかり公共事業の進捗の妨げとなっていたり、当該土地にごみの不法投棄がされ、近隣に迷惑がかかっているにもかかわらず市町村は管理をすることが困難だったが、新たな措置として、登記官が相続人等の登記名義人になり得る者を調査し、その者に相続登記を促す制度や、家裁に対し、市町村長が、不在者財産管理人等の選任を請求することを可能とする制度を創設した。

**(3) 所有者不明森林を含む森林経営管理法案（概要）**

当該法案の概要として、森林所有者の経営管理の責務を明確化、経営管理権（森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するために市町村に設定される権利）、経営管理実施権（市町村の委託を受けて伐採等を実施するために林業経営者に設定される経営管理権に基づく権利）都道府県による意欲と能力のある林業経営者の募集、その者への支援措置として信用基金による経営改善発展に係る助言、事業改善資金の償還期間の延長、国有林野事業における受託機会増大への配慮、所有者不明森林等における経営管理権の設定にあたっての特例措置等の当該法案の説明があった。

**(4) 所有者不明森林を含む森林経営管理法案**

（森林環境税及び森林環境贈与税の制度設計イメージ）

森林整備等のために必要な費用を、国民一人ひとりが広く等しく負担を分担して森林をささえる仕組みとして、平成36年より施行の森林環境税（年額千円）と、平成31年より施行の森林環境贈与税（地球温暖化防止、災害防止・国土保全、水源涵養機能発揮の為に使われる）の概要の説明があった。

**(5) 空家等対策の推進に関する特別措置法（概要）**

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のための対応が必要である。そして、国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（当該法5条）、市町村は、国の基本指針に即した空家等対策計画を策定（当該法6条）・協議会を設置（当該法7条）、都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（当該法8条）、空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用等が可能（当該法10条）等の施策の概要の説明を行った。

**2. 回答や意見**

(1)～(5)について、県議会議員の皆様からの意見等はありませんでした。

**3. 結論**

所有者不明土地は国土全体の約20%に達している。当該土地について、(1)～(5)の法律等で多様な利用権等を創設し新たな制度作りがスタートしています。(1)～(5)に共通するものは、単に法務省関連の不動産登記だけではありません。固定資産税にかかる申請については行政書士職務であり、国土交通省関連である、固定資産課税台帳情報のサポートを行っていきたくと考えております。我々、本会新分野業務推進Gは各市町へ、所有者不明土地解消の為の業務委託の提案を行っていきたくと思います。県議の皆様におかれましては、今後、我々が行っていく、各市町村の固定資産税課への業務委託の提案について是非、後押しをしていただければ幸いです。

**④ 大規模災害時の自治体及び被災者支援に対する行政書士を含む士業の利活用について**

座長：常任理事 福田美奈子

説明：理事（会員情報管理Gキャプテン）藤田由香子

書記：会員情報管理G委員 島田宏哉

**1. 懇談の要旨**

配布資料をもとに説明を行い、下記2点について要望。

**要望1 罹災証明の県下統一様式について**

県下統一様式についてスケジュールが決まっているのであれば、協定により罹災証明の交付申請支援を行う予定になっている行政書士会にも知らせてもらえるように要望。また、各市町の担当者へレクチャーや防災訓練等が開催される場合には、行政書士会も参加できるように声をかけていただくよう要望。

## 要望2 相談業務について

これまでの復旧期からより早い、応急期からの相談業務開設を想定し、士業連絡会は静岡県と災害時における被災者等を対象とした相談業務の合意書の締結に向けて動いているので、各地域の行政書士をはじめとする士業の積極的利活用促進へ尽力いただくよう要望。

## 2. 回答や意見

### 和田篤夫議員

行政書士会は現時点において他士業とどのような連携をとる話し合いや取り組みをしているかとの質問。

### 藤田理事

士業連絡会において他県の活動例による学習会等を行っていることを説明。相談業務の連携については具体的な話し合いをはじめたところで、ようやく士業の連携体制が整ってきた状況を説明。

### 鈴木智議員

罹災証明の様式は統一すべきものと賛同。罹災証明とセットになる被害認定で各市町と既に協定を締結している土地家屋調査士会との連携状況について質問。

### 藤田理事

土地家屋調査士会や建築士会は、各自治体の防災計画の中に取り込まれており、すでに先行して協力体制が整っている状況を説明。一方、罹災証明の課題として、認定についての不満や罹災証明の発行の遅延があるという認識のもと、申請する側（行政書士会）と認定調査する側（土地家屋調査士会）が協力できる体制となるよう、士業連絡会のなかで今後も話し合っていきたいと考えていることを説明。

### 中澤通訓議員

土地家屋調査士会は既に協定があることから、行政書士会が積極的に取り組めば、円滑に進むのではないかとの意見。

## 3. 結論

説明全体については理解を得たうえで、本年度から力を入れはじめた行政書士会の被災者支援について、さらなる積極的活動の必要性を共有。



平成30年度

## 行政書士制度広報月間活動報告

10月の1か月の間、『行政書士制度広報月間』として、本会開催事業の他、17支部が県内合計38カ所で無料相談会を開催しました。

## 1. 本会開催事業

日時	実施事項	告知方法・実施方法	備考
10月2日	SBSラジオへの 会長出演	平岡会長が「鉄崎幹人のWASABI」に出演し、行政書士制度及び行政書士制度をPR	詳細は秋号(No.293)参照
10月 1日、2日、3日	電話無料相談会	静岡県行政書士会館にて総勢12名(会員情報管理G・相続家事委員会・コスモス静岡支援G)が対応	詳細は秋号(No.293)参照
10月1日	広告	静岡新聞 題字下広告	詳細は秋号(No.293)参照

## 2. 支部開催事業

場所等	告知方法・実施方法
静岡県内38カ所	17支部が、それぞれ自治体の広報誌でPR
	17支部が公的施設に相談所を設置し、無料相談会を実施
各市町の関係官庁	ポスター等の配布 非行政書士排除の啓蒙

## 支部開催の無料相談における項目別の相談件総数

権利義務・事実証明								許認可関係									
遺言・相続	各種契約	定款・内容証明・記帳会計	不動産関係	戸籍関係	知的財産	その他	合計	建設・風営	法人設立	土地開発	農地転用	自動車関係	入管関係	行政不服申立代理業務	その他	合計	総計
23			4			6	33	1			2		3		4	10	43

## その他の相談事例

- ・税金が掛からない贈与方法
- ・子供の保育料について
- ・近所の所有者不明建物の管理について
- ・後遺障害申請について

## — 平成30年度 行政書士試験の実施報告 —

試験実施日：平成30年11月11日 日曜日

試験会場：日本大学国際関係学部三島駅北口校舎

行政書士試験が、今年度も例年どおり11月の第二日曜日である11日に、日本大学国際関係学部三島駅北口校舎を会場として、試験場責任者である五條常任理事の下、会員及び事務局の総勢96名によるサポートを受けて実施されました。

静岡県行政書士会が、一般財団法人行政書士試験研究センターより平成12年度に行政書士試験事務の委託を受けてから今回で19回目になります。また、平成25年度からの日本大学国際関係学部三島駅北口校舎での開催も6年目になりました。

試験実施に先立って、10月27日土曜日に試験会場で事前打ち合わせを行った上で本番に臨みました。

受験者数は年々減少傾向にあり、今年度の静岡会場での受験申込者数は1,183名（前年比－51名）、実際の受験者数は925名（前年比－41名）でした。



試験当日「朝の会」風景



設営の様様



試験室へ急ぐ受験者の皆さん



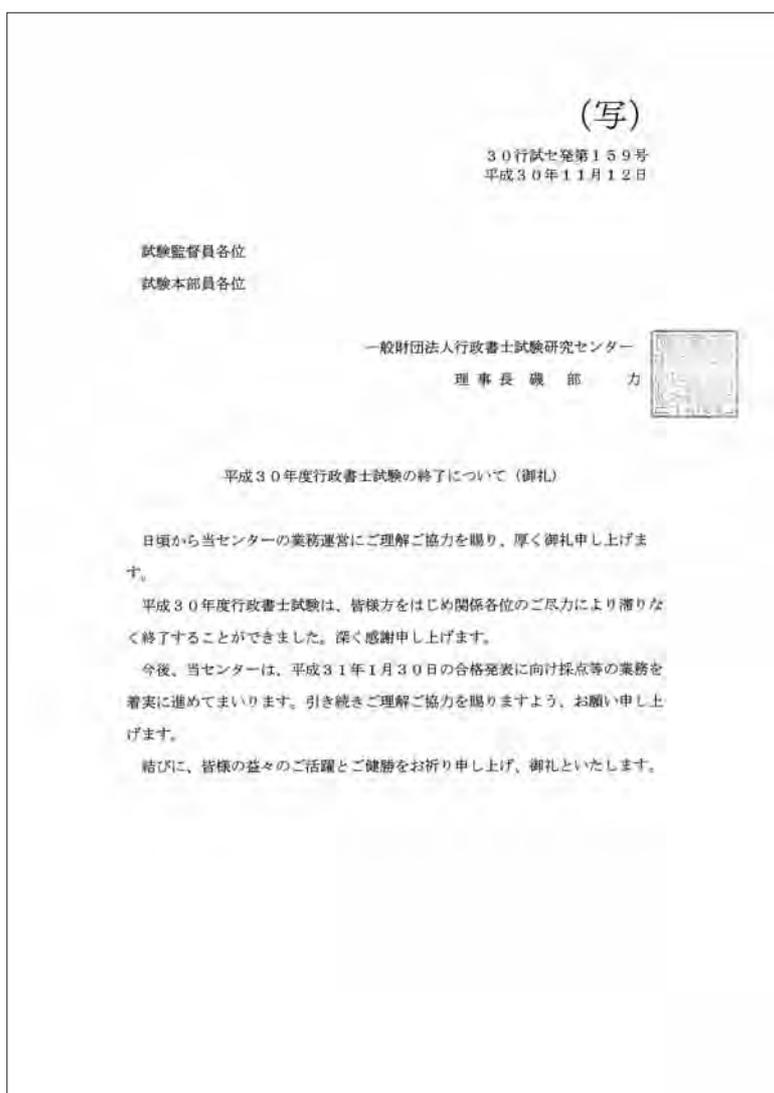
受験票再発行の手続き

今年度は、昨年度の他県会場における答案用紙紛失を踏まえた対策として、バーコード読取機を使用した答案用紙の集計を行いました。トラブルもなく無事終了しました。



試験後、用品チェックの様様

サポートをしていただいた会員の皆様のご協力に感謝致します。  
尚、合格発表は平成31年1月30日水曜日に公示される予定です。



## 静岡県行政書士会ホームページのリニューアル速報 (会員専用サイト初期設定のご説明)

ホームページ管理委員会

前号でもご案内しましたが、今春に静岡県行政書士会のホームページ（以下、「HP」という）が全面リニューアルされます。

今回は、会員専用サイトの初期設定についてご案内いたします。

### 【リニューアルのスケジュール】

- ・一般市民向けのパブリックサイトは2019年4月1日にリニューアルオープン予定です。
- ・会員専用サイトは、2019年度役員が選出された後、6月頃の運用開始を予定しております。

(1) トップページ右上にある「会員ログイン」をクリック



(2) 登録番号と初期設定のパスワードを入力。

登録番号：日行連から貴方に付与された8桁の数字

初期パスワード：貴方の生年月日の月+日4桁

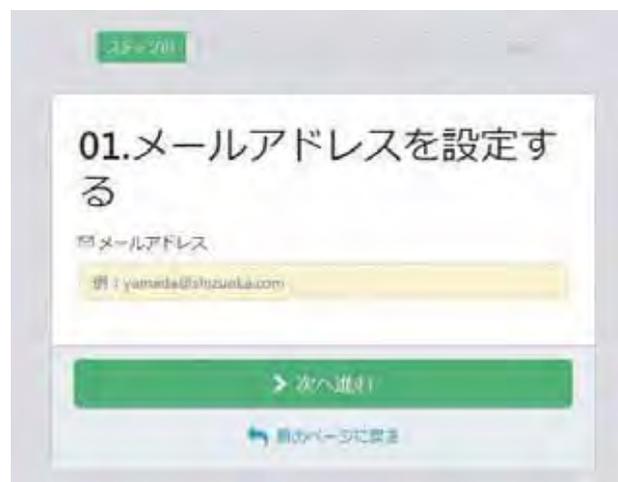
(例：平成元年1月15日が誕生日の場合→0115)

(3) 登録番号と初期パスワードが正しければ以下の画面が表示されます。



(4) メールアドレスを設定します。

当会から貴方にEメールで、ご連絡する際のアドレスを登録してください。  
既に当会へメールアドレスを登録している方も、改めて設定してください。



(5) パスワードを設定します。

初期パスワードは、初めて会員専用サイトにログインする時だけに使用します。

従って、この画面で貴方だけがわかるパスワードに設定し直します。次回以降は、この画面で設定したパスワードにてログインします。

新しいパスワードは、**半角英数字6文字以上**で設定してください。



(6) 会報誌の郵送について設定します。

新しいHP上では、会報誌をデジタルブックにて提供、PDF形式にてダウンロード出来ます。  
 今までどおり紙ベースで欲しい方は「希望する」にチェックしてください。

※ログインをして、この項目をチェックしない間は、今までどおり会報を郵送します。



(7) 取扱業務を設定します。

貴方が欲する業務情報をサイト上に優先的表示をしたり、パブリックサイトに設置する「会員検索」へ反映させるために該当する業務にチェックをしてください。



(4)～(7)の設定後に確認画面が表示され、貴方だけの専用ページに移行します。

### 【会員専用サイトのトップページ】

貴方の設定した事項や役職に基づく情報が提供されます。

上記で設定した4項目は、「会員情報編集」上で、いつでも変更(※)することが可能です。

The screenshot displays the member portal interface. At the top right, there is a navigation menu with a red box highlighting the '会員情報編集' (Member Information Edit) link, with a red arrow pointing to it. The main content area is divided into several sections:

- 更新情報 (Update Information):** A table showing recent updates with columns for '更新日' (Update Date), '内容' (Content), and 'タイトル' (Title). It lists updates from 2018/06/18 to 2018/06/21.
- 提出物リスト (Submission List):** A table with columns for '提出日' (Submission Date), '事項' (Item), and '提出日' (Due Date). It lists various submission items with their respective dates.
- 講習会参加予定 (Seminar Participation Schedule):** A table with columns for '講習会タイトル' (Seminar Title), '開催日時' (Date/Time), and '会場' (Venue). It lists upcoming seminars.
- マイ行事カレンダー (My Event Calendar):** A calendar view showing events for the month of June, with specific events listed for each day.

尚、今回ご案内したのはプロトタイプの画面であり、実際にご提供する画面等と異なる場合がある点をご了承ください。

※「会報誌の郵送について」は、印刷部数調整の関係で変更後直ぐには反映されません。

## 公教育出前講座グループ 報告

## ～沼津中央高等学校にて実施した出前講座について～

場 所 学校法人沼津精華学園 沼津中央高等学校  
記念館 2 階  
(沼津市杉崎町11-20)

日 時 平成30年11月 9 日(金) 13時45分～15時

対象生徒 1 年生全員 (145名)

講座内容 民法改正・18歳成人 契約のキホン  
行政書士の仕事

講 師 公教育出前講座グループ委員 岩本 信幸  
(同校卒業生)

昨年度に引き続き、沼津中央高校で本年も出前講座の依頼をいただき実施の運びとなりましたが、学校側より「民法改正による18歳成人の話をしてほしい」とのリクエストがあり、それを含めて契約の基本とトラブル対応、あわせて行政書士の職業紹介をしてきました。

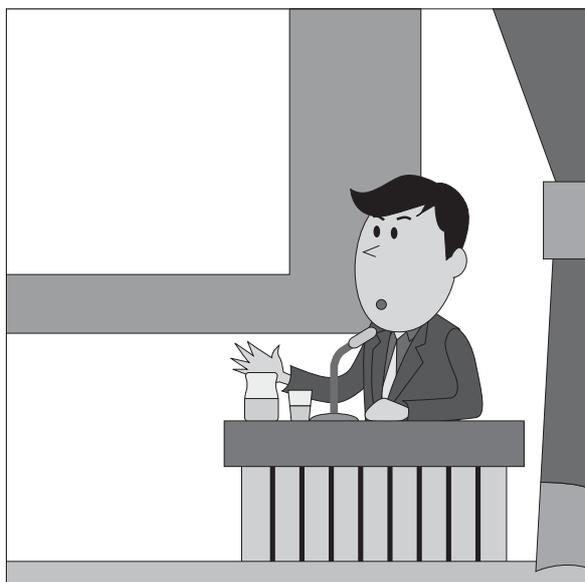
定刻にはじまり、まず自己紹介を交えながら行政書士の仕事を紹介しましたが、今年の生徒さんはあまり「行政書士」という存在を知らないようで、少々残念でした。

今回の講話で、少しでも「行政書士」という資格、仕事に興味をもってもらえたとよいなと感じました。

つづけて、民法改正の話に入りましたが、年齢的には今の1年生が19歳から20歳になる年の4月1日(2022年4月1日)より18歳成人規定は施行されるため、受講してくれた生徒たちは高校を卒業して社会に出たこの話になります。彼らはしっかりと契約の仕組みや概念、法学教育を受ける機会は少なく、社会に出たばかりの若者がトラブルに巻き込まれる事例は少なくありません。

消費者庁の冊子資料「社会への扉」を使いながら、契約概念、トラブル事例、未成年者取消権など民法基礎のような講義内容になりましたが、身近な買い物例を挙げたクイズを交えながら生徒たちの興味を誘いつつ契約トラブルへの注意喚起などを啓蒙しました。

昨年より講座の時間が少なかったため、質問や感想などは後日となってしまいましたが、「この成人年齢の話は継続していかなければならない」と、次回以降も開催を期待できるお言葉と、次年、次々年はこの民法改正・18歳成人が、生徒たちに直接的にかかわるため(在校中に成人年齢を迎える可能性)、どの学校でも対策対応が必要だと思いました。



## 支部便り 中部ブロック会議（清水・静岡・志太・島田支部）での思い出

中部ブロック会議 議長 島田支部長 鈴木芳雄

今年度の中部ブロック会議の担当が、島田支部に巡ってきました。

いざ準備にかかるとう島田には名所も少なく気が重く悩みましたが、支部役員で企画・立案した視察を兼ねた会議に、25名の会員が参加していただきました。

日時 10月13日(出)

行程 12時集合→バス→大井川鉄道千頭駅（トーマス号観覧）→井川線トロッコ電車→アプト式機関車連結→長島ダム駅→長島ダム記念館→バス→百小屋（会議場）

- 議題
- 1、中部ブロック会議規約の改定案の承認
  - 2、ブロック会議の「申合わせ事項」の確認
  - 3、ブロック会議の役員改選調整会議の日程調整
  - 4、本会への要望事項等

以下は思い出多き「道中記」を抜粋しましたのでご笑覧ください。

- 島田駅集合…某氏が初っ端<sup>しよ</sup>から遅刻でしたが、何とか無事出発
- 千頭駅までのバス車内…私が急ごしらえて、無責任な「ガイド役」を演じました
- 千頭駅…待合時間に「トーマスフェアの最終日」に遭遇、ラッキー（写真-1）
- 千頭駅からトロッコ電車…車窓に映る大井川源流の大自然の景色に満喫
- 泉大橋…天空にそびえる壮大な雄姿に圧倒されました（写真-2）
- 日本で唯一アプト式鉄道…急坂で自力走行が不可の為、前後に機関車連結で登坂
- 長島ダム駅…駅を背景に記念撮影（写真-3）
- 長島ダム記念館…ダム建設工事資料館視察（館長が私の52年前の学友でした）
- 会議場…白川郷より移築した合掌造り「百小屋」で会議、終了後懇親会
- 珍酒に舌鼓…「大スズメ蜂浸けウイスキー」で、結果約1名が沈没
- 帰りのお土産…「島田名物の自然薯」で好評を頂きました（自負）

（写真-2）



ご参加いただいたブロック会議の皆様盛りに盛り上げていただき、感謝・感謝です。

（写真-1）



（写真-3）



## 【新企画】仕事に役立つIT活用

### 第2回 「Cam Scanner」

広報委員会 伊藤 僚

出先で書類をスキャンしたい。資料内の文章を書き起こしたい。  
こんなふうに思ったことってありませんか？

今回は、そんな時に役立つスキャナアプリ「Cam Scanner」をご紹介します。

このCamScanner、iPhone・androidどちらでも利用でき、基本料金は無料。  
一部有料のオプションもありますが、無料のままでも十分に活用できます。

それでは特徴を見ていきましょう。

#### スキャニングが簡単に、キレイにできる

書類をデータとして残すとき、スマホのカメラ機能で撮影するという方が多いと思います。  
この場合、余計な部分がどうしても写ってしまいます。

CamScannerは書類のサイズにスキャナ範囲の角を合わせることで、必要な部分だけを抜き出すことができます。

また、スマホの編集機能ではなかなか修正が難しい斜めに撮影してしまった書類も、画像を回転させ、元々まっすぐに写っていたように修正することも可能です。

スキャンしたデータの保存形式は、jpeg形式の画像データに限りません。  
PDFに変換することもできます。

試しに日本水泳連盟の競泳競技規則の一部をスキャンしてみましょう。



写真を撮ると、自動的にスキャナ範囲が特定されます。  
範囲がずれているなど感じたら、合わせたい角をタッチしながら動かすことで簡単に調整できます。



こんな具合にスキャンされました。  
保存は右下のボタンを押すだけです。

## バックアップ・共有がスムーズ



CamScannerでは、スキャンしたデータの保存先が多岐に渡ります。  
スマホ内はもちろん、クラウドストレージサービスであるGoogleドライブ、Evernote、DropBox、Box、OneDriveに保存できます。

このほか、メールやLINEなどで共有することも可能。

手元の書類を今すぐスキャンし、メール添付して送付する。  
そんな要求にもなんなく応えることができます。

## 高性能なOCR機能

OCRとは、手書きや印刷された文字をて読みとり、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術。

スキャナなどに内蔵されている機能ですが、CamScannerにも付属しています。

性能も申し分ありません。

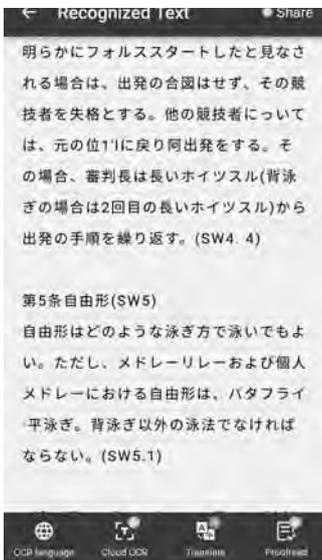
通常9割を超える識字精度で、普段使いには全く問題ありません。

これは有料オプションとなりますが、価格は数百円。  
一度購入してしまえばずっと利用することが可能です。

では実際に、先ほどスキャンした競技規則をOCRで読み取ってみましょう。



読み取ったテキストは自動的に黄色のハイライトが付けられていき、現在どこまで読み取ったのかわかるようになっています。



結果はこの通り。  
「ッ」などの捨て仮名（小書き文字）や漢字がやや弱いですが、ほぼ読み取れているのがお分かりだと思います。

今回は「CamScanner」の機能や使い方について紹介しました。

書類の山を整理したい場合にも活躍してくれるアプリですが、人によって用途はいろいろあるかと思います。

私の場合は、ビジネス・プライベートに関わらず、重要な書類をバックアップ的にデータとして残しています。

是非自分に合った使い方をしてみてください。

## 投稿

# 「富士に至る道」 ～富士山の登山案内絵図～ 須山口の絵図

(御殿場支部 勝又 洋)

## 一、はじめに

須山地区は、裾野市の北部で富士山の南東、愛鷹山の東麓に位置している富士山の古くからの登山口のひとつである。地区の西側は、愛鷹連山の黒岳・越前岳・呼子岳・鋸岳・位牌岳があり、その尾根が東に向けて延びている。

15世紀後半迄には、須山浅間神社を起点とし、そこから富士山頂に至る須山口登山道が成立していたとみられている。それとともに、御師といわれる富士山の信仰を弘め、信仰登山者（道者または導者）の宿泊や登山の世話をする人々も、須山村の中に現れてきたといわれている。このように登山道の登り口に信仰登山口集落が形成され、そこに御師と呼ばれる制度が成立し発達したことは、各登山口の共通点のひとつである。

須山口は、宝永4（1707）年の大噴火において、噴火口に近かったため被害も甚大で、登山道の間中部分は吹き飛ばされてしまった。また、明治22年に東海道線（現在の御殿場線）の開通によって御殿場口が便利となり利用者が多くなると須山口の登山者は減少し、さらに明治45年には富士の裾野の大野原が旧陸軍演習場となり、須山口登山道を通れなくなったこともあり衰退した。しかし、平成8年頃から、地元須山の有志が中心となり登山道復興の声が上がり、やがて「須山口登山歩道・下山歩道」が整備され、復活させた。

須山地区には、県内で唯一現存する富士山信仰の歴史を伝える「御師住宅」である旧渡辺家がある。御師は、特定の寺社に属し、参詣者のために登山の安全祈願などの祈祷や道案内等の世話をし、自らの住宅を宿坊として提供した神官である。須山地区には、かつて須山浅間神社に仕える12人の御師が存在していた記録が残っており、渡辺家は須山の御師の筆頭格とされる。

裾野市では、この御師の家を復元し、周辺を公園として整備する構想を事業化するという。渡辺家は十数年以上空き家で、一時は取壊しも検討されたが、2011年、周辺の土地と共に一般財団法人須山振興会が譲り

受けた。住宅に所蔵されていた民具や古文書は、同市の教育委員会に寄贈され、富士山資料館が保管した。現在の渡辺家住宅は、改築を繰り返し、往時の姿が失われているとして、明治時代の平面図を基に復元し、富士山の歴史や御師の足跡をたどる資料を展示する施設として活用する構想があるという。さらに建物周辺の須山振興会が所有する土地を活用し公園として整備する。須山地区では、地域と富士山信仰との密接な関わりを周辺の世界遺産富士山の構成資産と連携させる、この観光振興によって地区の活性化が図られると期待が寄せられている。

本稿では、富士山登山道須山口に関係する江戸時代に版行された登山案内絵図として唯一知られている「富士山須山口略絵図」を紹介する。

## 二、「富士山須山口略絵図」 木版墨刷 江戸時代後期 作者未詳



本図は、須山口のものとしては、現在のところ確認されている唯一の案内図である。残念ながら詳細な年代は未詳であるが、宝永山が描かれているので、宝永噴火以降のものである。

この摺物の存在については、須山の富士山資料館や富士市立博物館所蔵のものなど、管見の範囲において

数点の現存が確認されている。作者は未詳だが、須山口の御師によって頒布されたものと思われる。近世には、各信仰登山口集落は登拝者を誘うために様々な工夫を行い、このような木版の登山案内図を兼ねた引き札を出している。

絵図の構成を概観すると、上段に富士山の山内、中段に須山の集落、下段には東海道筋の各宿場を描く三段の配置である。また、絵図の上段左右には、「須山道案内～」の書き出しで始まる各地の宿場から須山道集落に至る道筋や山頂に至る登山道の説明が記されている。

絵図の上段は、宝永山を「宝永四年焼出の御穴」と記し、その下には関所のような柵が描かれた「丹生明神」や「御胎内」が確認できる。登山道は頂上の駒ヶ岳に至る道筋が合目とともに記されている。山頂の左側には、三体の神仏のような影が描かれている。下段には、東に竹之下宿・御殿場宿の家並みを描き、中畑村、印野村を経由して登山道へ至る道筋が記されている。手前から南にかけて三嶋や沼津などの東海道の宿場が描かれ、そこから二本松・佐野・石脇・千福・御宿・今里・下和田を通り須山に至る道筋が記されている。また、吉原宿から十里木を経由して須山に至る道筋も確認できる。

本図の中段には、須山道集落が描かれている。中央部に大きく「下浅間宮」と記された須山浅間神社と「神明宮」が描かれ、その周辺に御師住宅を神社と同格に大きく配している。前述の須山道御師の筆頭格であった渡辺家も、本図の制作に関わったものと推測する。

平成25年には、渡辺家住宅に残されていた江戸時代から明治時代にかけての御師の人たちが使用したとみられる生活用品などの民具約1,000点や富士信仰を記した古文書約3,000点が、近隣の富士山資料館において民俗学などの専門家により調査・研究された。富士山の世界遺産への登録を契機として、静岡・山梨両県は、富士山の環境保全の財源として登山者を対象に、任意で1,000円の協力金を徴収している。江戸時代に

は、富士山においても「山役銭」という名称の入山料を徴収していたことが知られている。その証拠となる史料がこの渡辺家に残されていた古文書の中から、静岡県側では初めて発見された。須山道において山役銭を支払ったことを示す「山切手」と呼ばれる領収書である。発見された山切手には、発行した須山道登山道の一合目付近にあった南口役所と記され、その隣には山頂にあった役所の記載もあったことから、当時は一合目で入山料の支払いを済ませた後、山頂において改めて役所が支払いを済ませたか提示を求めて確認した可能性が高いことがわかった。本絵図においても、「馬カエシ」の鳥居を通過した後の関所のような場所に「一合目役場ココニ役セニオサメル」と記されていて、前述の山切手の内容と符合する。御師の史料は、山梨県側では多くの史料が残されているが、静岡県側ではこれまで見つかった史料は少なく、今後渡辺家から発見された史料を継続的に研究することにより、山梨県側の御師の有り様とは異なる須山道の御師の形態が明らかになるのではないかと期待される。

史料所蔵：個人蔵 写真撮影：筆者

#### 主要参照・参考・引用文献

- ・富士山資料館 平成28年度 特別展「富士山信仰と御師・登山道」
- ・裾野市史 8巻通史編Ⅰ・9巻通史編Ⅱ
- ・静岡新聞「登山道の歴史、観光に活用」平成27年8月4日
- ・静岡新聞「登山宿坊「御師の家」復元へ」平成30年3月30日
- ・岳麓新聞「遺構を活用し未来を創造 須山地区御師公園整備へ」平成31年1月1日
- ・静岡県県民部世界遺産推進室 世界遺産ニュースレター Vol.9
- ・裾野市教育委員会「富士山須山道登山道調査報告書」平成21年3月27日

# 掲示板

## 「第49回沼津農林まつり」参加報告

平成30年12月16日に、プラザヴェルデ（キラメッセぬまづ）で行われた「第49回沼津農林まつり」に広報委員会及び沼津支部と共催で参加してきました。

沼津農林まつりは沼津市の発表では1日来場者数が20,000人以上としており、東部では大きな集客力があることから行政書士アピールの場として好条件と判断し、広報委員会及び沼津支部と協働して来場者に行政書士業務の周知の為、業務紹介パンフレット及び販促グッズを用意して臨みました。同時に行政書士へのイメージのアンケートも実施しました。

会場は建物内で行われる為、当日の天候に左右される心配が無いことから安定した来場者が見込めたことや、室内で気温も安定していることから販促グッズを配りながら一般市民の方へのアンケートも順調に行えました。

会場ブースにユキマサくんのバルーンを設置したところ、ユキマサくんの効果で来場者の目に留まり注目を集めることができ、販促グッズも市民の方に好評で、多くの方に快くアンケートに協力して頂くことができ、逆に行政書士の仕事の質問を受ける程、興味を持って頂くことができました。市民の方と密接にお話しをすることにより、より一層市民の皆様の行政書士に対する認識を知ることが出来ました。

結果として総数140枚のアンケートに答えて頂く事ができ、大変意義のあるものになりました。今後の広報活動について貴重な判断材料になると思います。



# Bulletin board

## 掲示板

平成30年度日本行政書士会連合会と  
関東地方協議会との連絡会

日 時 平成30年11月26日 13:00～ 平成30年11月27日 11:00まで

会 場 ホテルグランドヒル市ヶ谷

参加者 平岡会長、児島副会長、中山副会長、中里副会長、五條常任理事、鈴木市常任理事、大塩常任理事、田畑常任理事、内田常任理事、福田常任理事

日行連と関東地方協議会との連絡会が、平成30年11月26日から27日の二日間ホテルグランドヒル市ヶ谷にて開催され、平岡会長以下各業務部長が参加してきました。

一日目は全体会と連絡会が有り、全体会は地協から日行連に対して質疑応答の後、各連絡会（会長会・国際業務・建設業務・運輸業務・風俗営業業務・市民法務業務・法務業務・暴力団等排除対策）に分れ事前に配布されたアンケート事項について確認及び協議が行われました。

二日目は各連絡会の報告の後、第一勧業信用組合副理事長赤平真樹様を講師に迎え、「行政書士と金融機関との連携について」をテーマに講習会が開催され、閉会になりました。



Bulletin board

# 掲示板

## 2月22日は『行政書士の日』です

2月22日は『行政書士の日』です。この日に合わせて当会では下記の通りPR活動を実施します。

### 電話相談会

日時 平成31年2月22日金曜日  
10:00～16:00  
場所 静岡県行政書士会館

### 会長のラジオ出演

日時 平成31年2月22日金曜日  
午前9:13頃～9:20  
番組 SBSラジオ  
「IPPO(いっぽ)」内

## 2019年度 定時総会のご案内

日時 2019年5月24日金曜日  
場所 オークラアクトシティホテル浜松  
〒430-7733  
静岡県浜松市中区板屋町111-2  
TEL: 053-459-0111 (代表番号)  
FAX: 053-458-3374

## 会員の処分について

西遠支部 種村春夫

登録番号 第78170918号 会員番号 第1615号

事務所所在地 浜松市佐鳴台2丁目16番3号 アーバン佐鳴台136号

処分の年月日 平成30年7月18日

処分の内容 廃業勧告

処分の理由 平成28年度前後期会費72,000円、平成29年度前後期会費72,000円の計144,000円を、平成30年6月15日現在滞納していたため。

該当条文 行政書士法第10条（行政書士の責務）、第13条（会則の遵守義務）  
日行連会則第59条（責務）、第60条（品位保持）、第62条（法令、会則の遵守）  
静岡県行政書士会会則第9条（会費）、第11条第1項（責務）  
静岡県行政書士会会則施行規則第9条（会費納入の方法）

沼津支部 矢野強司

登録番号 第71170481号 会員番号 第1084号

事務所所在地 沼津市寿町23-17

処分の年月日 平成30年9月28日

処分の内容 廃業勧告

処分の理由 平成28年度前後期会費72,000円、平成29年度前後期会費72,000円、平成30年度前期会費36,000円の計180,000円を平成30年9月14日現在滞納していたため。

根拠条文 行政書士法第10条（行政書士の責務）、第13条（会則の遵守義務）  
日行連会則第59条（責務）、第60条（品位保持）、第62条（法令、会則の遵守）  
静岡県行政書士会会則第9条（会費）、第11条第1項（責務）  
静岡県行政書士会会則施行規則第9条（会費納入の方法）

清水支部 有井大亮

登録番号 第12170301号 会員番号 第3706号

事務所の名称 三保行政書士事務所

事務所所在地 静岡市清水区三保92-40

処分の年月日 平成30年10月4日から平成31年10月3日まで

処分の内容 1年間の会員の権利の停止

処分の対象 会則第12条の2第2項第1号から第5号まで

処分の理由 当該会員は、平成30年3月12日暴行事件により知人に怪我を負わせ、同年4月10日清水署に逮捕、5月1日罰金40万円の略式命令に処せられた。刑法上ですでに罰を受けているが暴力により被害者に怪我を負わせたことは行政書士の社会的信用を著しく毀損するものであることから。

根拠条文 行政書士法第10条（行政書士の責務）、第13条（会則の遵守義務） 日行連会則第59条（責務）、第60条（品位保持）  
静岡県行政書士会会則第11条（責務及び報告等）

# Bulletin board

会 員 の 動 静 新入会員



ほん だ よし のり  
本 田 吉 徳

西遠支部  
平成30年10月2日  
クライン行政書士事務所  
浜松市中区山手町35番16号

〒 432-8022  
TEL 053-569-7608  
FAX 053-570-6608

〈コメント〉

仕事を通じて様々な事例に当たりながら、皆様と共に成長していけたらと思います。



たか せ ひろ し  
高 瀬 博 史

中遠支部  
平成30年10月15日  
行政書士高瀬事務所  
磐田市中野1番地28

〒 438-0053  
TEL 0538-32-9979  
FAX 0538-32-9979

〈コメント〉

自己の向上の為、日々新しい事に挑戦していきたいと思ひます。宜しくお願ひ致します。



なが の しげる  
長 野 茂

榛原支部  
平成30年10月15日  
長野茂行政書士事務所  
牧之原市大沢697番地1

〒 421-0526  
TEL 0548-23-3615  
FAX 0548-23-3615

〈コメント〉

ドローンを使った、都市計画・建設管理・農地法・廃棄物申請等の仕事を考えております。TRY!



かわらざき ひさみち  
河原崎 尚己知

榛原支部  
平成30年10月15日  
朝比奈行政書士事務所  
牧之原市波津830番地の3

〒 421-0523  
TEL 0548-23-6220  
FAX 0548-23-5808



ひさ みつ たか お  
久 松 隆 雄

富士支部  
平成30年11月1日  
久松行政書士事務所  
富士市青島町158番地

〒 417-0047  
TEL 0545-30-7750

〈コメント〉

食べれる行政書士を目指しています。皆さん、よろしくお願ひします。



はら さき とら お  
原 崎 寅 夫

志太支部  
平成30年11月15日  
行政書士原崎寅夫事務所  
藤枝市藤枝1丁目11-3

〒 426-0025  
TEL 090-4260-9565

〈コメント〉

国民の一員として、住み良い社会作りを目指し現在までの経験、知識を広く還元できればと思ひます。

もちつき あき ひこ  
望 月 暁 彦

静岡支部  
平成30年11月15日  
行政書士東静岡事務所  
静岡市駿河区大和一丁目1番  
2-1号  
〒 422-8077  
TEL 054-291-5220  
FAX 054-291-5222

## 〈コメント〉

この度、静岡県行政書士会に入会させていただき  
ました静岡支部の望月暁彦です。宜しくお願いします。

あら お とし お  
荒 生 利 男

伊豆支部  
平成30年12月1日  
荒生行政書士事務所  
熱海市中央町2番8号  
Mビル2階  
〒 413-0015  
TEL 0557-86-1151  
FAX 0557-82-3860

## 〈コメント〉

成年後見（法定後見）制度には問題が多いようです。  
任意後見制度を活用したいと思います。

もん な かず のり  
門 奈 一 徳

西遠支部  
平成30年12月1日  
行政書士門奈一徳事務所  
浜松市中区相生町14番20-40  
3号 グランドムール相生  
〒 430-0805  
TEL 053-461-5733  
FAX 053-582-8722

## 〈コメント〉

情報処理が専門です。行政書士業務について、御指  
導をよろしくお願い致します。

## 届出事項の変更

氏名又は名称	支 部	変 更 後 の 事 項	変 更 年 月 日
小 原 健 嗣	西 遠	住 所 湖西市入出572番地の3	H29.12.17
高 橋 昌 幸	清 水	支 部 静岡 郵便番号 422-8031 住 所 静岡市駿河区有明町1番26号1F T E L 054-269-4271	H30.4.1
内 野 雄 斗	静 岡	名 称 行政書士内野事務所 郵便番号 422-8036 住 所 静岡市駿河区敷地二丁目13番1号 パークサイド汐入1号室 T E L 054-293-9477 F A X 054-293-9478	H30.6.11

氏名又は名称	支 部	変 更 後 の 事 項	変 更 年 月 日
矢 崎 明 宏	富士宮	郵便番号 418-0022 住 所 富士宮市小泉1584番地 T E L 0544-57-8432 F A X 0544-57-8433	H30.9.1
大 野 雅 之	西 遠	郵便番号 433-8118 住 所 浜松市中区高丘西二丁目31番32号 T E L 053-525-6370 F A X 053-525-6376	H30.10.1
佐 藤 光 秋	静 岡	F A X 054-272-8655	H30.10.1
臼 井 真 弓	三 島	住 所 田方郡函南町間宮327番地の9 Wing View205号室 T E L 055-978-3633 F A X 055-978-3633	H30.10.10
岩 崎 一 雄	沼 津	住 所 沼津市大岡984番地の1	H30.10.17
石 川 高 雄	西 遠	郵便番号 435-0042 住 所 浜松市東区篠ヶ瀬町1324番地	H30.10.20
塩 崎 宏 晃	西 遠	郵便番号 435-0042 住 所 浜松市東区篠ヶ瀬町1324番地	H30.10.20
吉 岡 政 彦	中 遠	郵便番号 438-0078 住 所 磐田市中泉2699番地5 T E L 0538-84-6716 F A X 0538-35-3279	H30.11.5
大 木 愛 優 美	西 遠	名 称 行政書士あおい総合法務事務所	H30.11.11
森 田 俊 廣	榛 原	F A X 0548-23-3090	H30.11.16
花 田 博 伸	志 太	支 部 静岡 郵便番号 422-8006 住 所 静岡市駿河区曲金五丁目2番36号 T E L 054-269-4348 F A X 054-269-4348	H30.12.1
増 田 和 晃	榛 原	T E L 0548-23-5977	H30.12.1
西 尾 通 靖	中 遠	名 称 行政書士にしお法務事務所 郵便番号 438-0071 住 所 磐田市今之浦二丁目9番地3 T E L 0538-86-3335 F A X 0538-39-1178	H30.12.1
柏 木 健	中 遠	F A X 0538-34-7336	H30.12.6
あいわ行政書士法人	沼 津	住 所 沼津市大岡984番地の1	H30.10.17
行政書士法人みそら	西 遠	住 所 浜松市東区篠ヶ瀬町1324番地 郵便番号 435-0042	H30.10.20

## 廃業

氏名又は名称	支部	事務所	廃業年月日
神崎敏明	静岡	静岡市駿河区南町14番25-1403号	H30.10.31
長島文雄	西遠	浜松市中区新津町610番地	H30.12.25
小柳津清二	志太	藤枝市岡出山3丁目7番16号	H30.12.31

**訃報** 謹んでご冥福をお祈りいたします。

氏名	支部	事務所	廃業年月日	享年
山下泰源	賀茂	下田市河内749	H30.11.16	77

会員数	1,547名
平成30年12月31日 現在	19法人

## 講習会・研修会

### 特定行政書士PT講習会

日時 平成30年10月29日(月)自13時30分至16時30分  
 場所 もくせい会館 第一会議室  
 講師 静岡大学 人文学部 法学科  
 高橋正人 准教授  
 内容 (1) 特定行政書士の現況について  
 (2) 特定行政書士と行政法  
 受講者数 36名



### 農地土木委員会講習会

日時 平成30年11月15日(休)自13時30分至16時30分  
 場所 サーラシティ浜松  
 講師 阿部浩明会員  
 内容 (1) 都市計画法、市街化調整区域について  
 (2) 道路位置指定について  
 (3) 占用、工事承認について  
 受講者数 42名

### 農地土木委員会講習会

日時 平成30年11月22日(休)自13時30分至16時30分  
 場所 プラザ ヴェルデ  
 講師 川口修会員  
 内容 (1) 都市計画法、市街化調整区域について  
 (2) 道路位置指定について  
 (3) 占用、工事承認について  
 受講者数 28名



## 会議議事内容

### 平成30年度 第8回 常任理事会

開会日：平成30年11月7日(水)

#### 1. 議事

##### (1) 報告

- ① 会務報告（平成30年10月3日から11月6日まで）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
  - ア 封印取付委託要領等の改正について  
国土交通省の通達を報告
  - イ 農業委員会中立委員である行政書士へのアンケート依頼について  
本会の4名の農業委員に日行連が実施したアンケートを報告
  - ウ 農業委員の推薦について  
富士市、御殿場市、静岡市農業委員会への農業委員推薦に関する詳細を報告
  - エ 10月16、17日日行連全国総務部長会議について  
会議で議題となった他会の債権回収方法を報告
  - オ 10月11日平成30年度行政懇談会報告書について  
報告書の内容を確認
  - カ 10月1～3日行政書士制度広報月間電話無料相談会について  
相談件数計16件
  - キ 10月27日専門事業者団体連絡協議会無料相談会について  
来場型相談会の集客率の少なさを指摘、本会広報手段としてテレビCMの導入を検討
  - ク 平成30年度行政書士試験当日の進行手順について  
進行手順を記した資料に基づく対応を依頼

##### ③ 日行連報告

##### (2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
  - ア 綱紀案件について  
現況を報告、対応を協議

イ 事務局のパソコンシステムの検討及び再構築について

次回理事会上程を目途に提案、方向性を確認

ウ 自然災害基金規程の一部改正について  
字句訂正の上、法務委員会で検討

エ 会費滞納者の債権処理規程の新設について  
規程新設の見合わせを決定

オ 台風24号の被害に対する見舞金の支給について

慶弔申請の内容を検討、見舞金額等を決定

カ コスモス静岡からの依頼について  
新たな本会HPへのコスモス静岡コーナー設置を検討

キ 講習会の申込み方法について  
HPを中心とした申込み方法による出席者数管理を検討

ク 新日本法規出版(株)農地法の実務解説の案内について

内容を確認、当該案内に基づく他士業者の業務は違法であることを確認

ケ 平成30年度未処理用地調査業務受託について

当該業務受託の現況を検討、対応を協議

##### (3) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

#### 2. その他 常任理事会構成員による自由討議

### 平成30年度 第9回 常任理事会

開会日：平成30年12月5日(水)

#### 1. 議事

##### (1) 報告

- ① 会務報告（平成30年11月7日から12月4日まで）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
  - ア 11月11日平成30年度行政書士試験受験者数の報告  
全国 受験申込者数 50,926名

受験者数	39,105名
受験率	76.79%
静岡	1,183名
〃	925名
〃	78.19%

- イ 農業委員の推薦について  
静岡市、御殿場市農業委員会への委員推薦  
富士宮市、御前崎市、森町等今後の委員改  
選に関する状況報告
- ウ 11月26、27日日行連関東地方協議会連絡会  
について
- エ 封印業務の受託に関する諸規定の一部改正  
について  
規程等の一部改正に向けた委員会対応を報  
告
- オ 本会HPのコスモス静岡のコーナーについ  
て  
コスモス静岡の方針を報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

- ア 綱紀案件について  
現況を報告、対応を協議
- イ 1月25日平成31年新年賀詞交歓会について  
会場 ホテルアソシア静岡  
静政連、コスモス静岡と共催  
次第に基づく担当、来賓を決定
- ウ 2月20日平成30年度第2回新入会員特別研  
修会について  
運営方法について協議
- エ 2019年度組織再編について  
各委員会、G、PTの再編に向けた希望等  
を確認
- オ 平成30年度事業報告、2019年度事業計画及  
び予算について  
1月末までの作成を依頼
- カ 台風24号の被害に対する見舞金の支給につ  
いて  
申請された2件に対する支給を決定
- キ 共済金及び慰労金の辞退について  
申し出を受け入れ、記念品のお渡しを決定
- ク 会議室利用について  
規程の運用について検討

- ケ 静岡県災害対策士業連絡会パンフレットに  
ついて  
パンフレット作成を了承
  - コ 大規模災害対策本部設置運営マニュアルの  
刷新について  
マニュアルの刷新を了承
  - サ 日程調整について  
2019年4～6月の会議日程を了承、各種団  
体新年会等の出席者を決定
  - シ 本会HPについて  
1月常任理事会及び理事会でHPデモン  
ストレーションを実施
  - ス 平成30年度未処理用地調査業務受託につい  
て  
御殿場市からの受託及び再委託者報告
  - セ 選挙管理G委員の委嘱について  
法務委員会 中山岳夫理事、飯塚 實委員、  
山崎祐太郎委員  
総務委員会 鈴木 淳理事  
経理委員会 藤田由香子理事
  - ソ 島田市の住宅用家屋証明申請について  
支部を中心に、島田市への働きかけを決定
  - タ 1月25日平成30年度第4回理事会議議  
題の検討  
受付：10時 会議：10時30分～正午  
会場：静岡商工会議所会館 4階 402号
- 報告事項
- 委員会、PT、G活動報告
  - 選挙管理Gの選任及び委員長の互選につ  
いて
  - 平成30年度行政書士試験の実施について
  - 平成30年度行政懇談会の報告書について
  - 平成30年度日行連関東地方協議会連絡会に  
ついて
- 協議事項
- 平成31年新年賀詞交歓会の役員担当につ  
いて
  - 平成30年度事業報告、2019年度事業計画及  
び予算の検討について
- 議案の審議
- 自然災害基金規程の一部改正について
  - 役員選考に関する届出及び広報に関する日  
程等について

チ 1月25日平成30年度第3回支部長協議会議  
題の検討について

受付：13時30分 会議：14時～17時

会場：静岡商工会議所会館 5階 ホール

報告事項

選挙管理Gの選任及び委員長の互選について

自然災害基金規程の一部改正について

役員選考に関する届出及び広報に関する日程等について

平成30年度行政書士試験の実施について

平成30年度行政懇談会の報告書について

平成30年度日行連関東地方協議会連絡会について

協議事項

平成31年新年賀詞交歓会について

ツ 冬期賞与の支給について

### (3) 議案の審議

ア 自然災害基金規程の一部改正について  
全会一致で理事会に上程

### (4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

## 2. その他 常任理事会構成員による自由討議

## 平成30年度 第5回 常任幹事会

開会日：平成30年12月5日(水)

### 1. 議事

#### (1) 報告事項

- ① 経過報告 平成30年9月14日～12月4日までの経過を報告
- ② 前回課題とした案件の処理状況
- ③ 日政連報告

#### (2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
  - ア 平成31年新年賀詞交歓会について  
平成31年1月25日(金) ホテルアソシア静岡  
静岡県行政書士会、コスモス静岡との共催
  - イ 統一地方選挙の対応について  
議員連盟、現顧問及び新人候補に関する推薦基準等を検討

ウ 顧問県議会議員のパーティー等の対応について

次年度以降、分会に任せて助成金支給について継続審議

エ 1月25日平成30年度第4回幹事会議題の検討

10時からの理事会終了後 静岡商工会議所会館4階402号室

報告事項

平成30年度行政懇談会について

日政連報告

協議事項

平成31年新年賀詞交歓会について

統一地方選挙への協力をお願い

オ 1月25日平成30年度第3回分会長会議議題の検討

13時30分からの支部長協議会終了後 静岡商工会議所会館5階ホール

報告事項

平成30年度行政懇談会について

分会活動費の支給について

協議事項

平成31年新年賀詞交歓会について

統一地方選挙への協力をお願い

### (3) 議案の審議

ア 参議院議員選挙候補者の推薦について  
立候補予定者の推薦について幹事会に上程を決定

### (4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

## 2. その他 (常任幹事会構成員による自由討議)

# 会 務 録 (要約)

平成30年 9 月19日から平成30年12月25日まで

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
業務普及 推進活動部門	建設業委員会	H30.9.19	本会 3 階会議室	1. ワーキング協議事項意見及びコメントについて 2. 平成30年10月26日開催予定の業務講習会について
会務管理部門	経理委員会	H30.10.9	本会 3 階会議室	1. 平成30年 9 月期会計帳簿及び証憑書類の点検・照査 2. 補助簿の確認 3. 平成30年度収支決算見込みの推計とウェブ振込手続き等監事に説明する資料の点検
業務普及 推進活動部門	補助金業務委員会	H30.10.10	本会 3 階会議室	1. 第 1 回講習会の検証 2. 6 次産業化について
業務普及 推進活動部門	建設業委員会 小委員会	H30.10.12	本会 3 階会議室	1. 東京都行政書士会副会長 田中秀人様をお招きし、建設産業政策の重点課題についての情報、建設キャリアアップシステムの登録・利用方法について情報提供及び意見交換
会務管理部門	広報委員会	H30.10.12	本会 1 階会議室	1. 会報誌「行政書士しずおか秋号」編集作業
会務管理部門	ホームページ 管理委員会	H30.10.14	各自事務所	1. 常任会議報告をうけて 2. 会報誌 P R 原稿について
会務管理部門	経理委員会	H30.10.15	本会 3 階会議室	1. 平成30年中間監査に向けた準備
会務管理部門	経理委員会	H30.10.15	本会 3 階会議室	1. 平成30年中間監査 2. 監査報告
業務普及 推進活動部門	国際委員会	H30.10.16	本会 3 階会議室	1. 平成30年度講習会について 2. 外国人就労・定着支援研修について 3. 神奈川会講習会について
会務管理部門	ホームページ 管理委員会	H30.10.18	各自事務所	1. インスピレーション社からの提案を検討 2. 会員検索について
業務拡充開発部門	知財・法人業務グループ	H30.10.20	本会 3 階会議室	1. 著作権オープンセミナー
	封印管理小委員会	H30.10.21	本会 3 階会議室	1. 封印管理について 2. 封印関連規則等の改正について 3. 丁種会員名簿の変更内容について
業務普及推進活動部門	農地土木委員会	H30.10.25	プラサヴェルデ301、302会議室	1. 講習会実施のミーティング
業務普及推進活動部門	建設業委員会	H30.10.26	本会 3 階会議室	1. 業務講習会の準備
業務普及 推進活動部門	中小企業支援委員会	H30.11.2	本会 3 階会議室	1. 各担当からの進捗報告 2. 12月開催の講習会について 3. 集中講習会について
会務管理部門	法務委員会	H30.11.12	本会 3 階会議室	1. 共済台帳の様式変更について 2. 行政書士会封印業務の受託に関する規程の改正について 3. 職印証明規程の改正について
会務管理部門	ホームページ 管理委員会	H30.11.12	各事務所 (インターネット会議)	1. H P について 2. 近地協 H P 担当者会議について
業務普及推進活動部門	風俗保健委員会	H30.11.13	本会 3 階会議室	1. 講習会準備
業務普及 推進活動部門	補助金業務委員会	H30.11.14	本会 3 階会議室	1. ものづくり補助金結果の検証について 2. 6 次産業化について 3. 第 2 回講習会について
会務管理部門	ホームページ管理委員会	H30.11.15	本会 3 階会議室	1. H P についてインスピレーション社と打ち合わせ
業務普及推進活動部門	運輸委員会	H30.11.15	本会 3 階会議室	1. 封印関連規則等の改正について
業務普及推進活動部門	農地土木委員会	H30.11.19	富士市役所農業委員会事務局	1. 農業委員推薦書提出

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
業務普及 推進活動部門	建設業委員会	H30.11.20	本会3階会議室	1. 第4回ワーキングの報告 2. 「建設キャリアアップシステム」「建設産業政策」に関する業務講習会の打合せ 3. 経審の事前審査員の退職者の増加に伴う審査員不足を解消するため、来年度早々に新規採用試験を実施を決定
協働事業部門	成年後見サポートセンター静岡支援G	H30.11.20	本会3階会議室	1. 入会前研修について
業務普及推進活動部門	国際委員会	H30.11.21	本会3階会議室	1. 講習会準備について
会務管理部門	危機管理グループ	H30.11.22	本会3階会議室	1. 静岡県災害対策士業連絡会の作成予定パンフレットについて
協働事業部門	ADR運営委員会	H30.11.26	本会3階会議室	1. ADR初級セミナーの件、委員による役割分担と12月10日最終打ち合わせの前確認 2. ADRセンターの今後の運営について
協働事業部門	ADR運営管理G	H30.11.26	本会3階会議室	1. 養成研修の内容の再検討について 2. 報告事項について 3. 調停人候補者について 4. センター長及び副センター長について
会務管理部門	広報委員会	H30.11.27	JANANKUセンター2階会議室	1. 「沼津農林まつり」事前説明会へ参加
申請取次行政書士管理委員会		H30.11.28	本会3階会議室	1. 申請取次届出済証明書交付時研修 2. 申請取次申出書の確認・入国管理局の動向の報告等について
会務管理部門	広報委員会	H30.11.29	本会3階会議室	1. 会報誌「行政書士しずおか新春号」校了
業務拡充開発部門	新分野業務推進G	H30.11.29	本会3階会議室	1. 新制度手続きに関する講習会 準備
会務管理部門	ホームページ 管理委員会	H30.12.4	本会3階会議室	1. HPについてインスピレーション社と打ち合わせ 2. DBについて
業務拡充開発部門	知財・法人業務グループ	H30.12.6	本会3階会議室	1. 10月20日著作権オープンセミナーの報告 2. 12月20日開催 著作権相談員研修について 3. 12月11日開催 法人部門講習会について 4. オープンセミナーについて 5. 2月19日開催 講習会について
協働事業部門	ADR運営委員会	H30.12.10	本会3階会議室	1. 来期の予算の件。養成講習の検討と議論。ADR名称のカットングシート。ADRの予算と事業計画の件。 2. ポルトガル語パンフレットの配布
会務管理部門	広報委員会	H30.12.14	本会1階会議室	1. 「沼津農林まつり」の準備作業 2. 会報誌「行政書士しずおか新春号」編集作業
会務管理部門	コンプライアンスG	H30.12.17	本会3階会議室	1. 会員事情聴取
会務管理部門	選挙管理G	H30.12.18	本会3階会議室	1. 選挙管理グループキャプテンの選任について 2. 各種日程について 3. 役員選任規程第2条の5第3項による届出書のHP上での公開について
会務管理部門	法務委員会	H30.12.18	本会3階会議室	1. 監察事案の検討 2. 来年度予算案について 3. 職印証明規程の改正について
業務普及 推進活動部門	建設業委員会 小委員会	H30.12.19	関係官公署	1. 2019年度経営事項審査申請要領の改訂について 2. 建設業課からの報告事項について
会務管理部門	ホームページ管理委員会	H30.12.21	本会3階会議室	1. HPについてインスピレーション社と打ち合わせ
申請取次行政書士管理委員会		H30.12.25	本会3階会議室	1. 申請取次届出済証明書交付時研修 2. 申請取次申出書等の確認、決済入国管理局の動向の報告等

## つぶやき

私事で恐縮ですが、昨年5月頃から水泳スポーツ少年団でコーチをしております。自身がかつて参加していた少年団に子供を入団させようとしたところ、教わっていたコーチが未だに現役で、その方からお声を掛けていただいたのがきっかけでした。

とは言え、高校時代までは真剣に水泳に打ち込んでいたものの、ここ数年はランニングばかりですっかり水から離れていたのが現状。

泳いでもすぐに息が切れ、自分の泳力低下を嘆くばかりですが、それでも何とか続けております。

その関係で、昨年11月から12月に掛けての6日間、静岡市の静岡県立水泳場にて基礎水泳指導員研修を受けてきました。

基礎水泳指導員とは、水泳コーチやインストラクターの入門的な資格。

水泳指導に必要な、基本的な技能や知識を身に付けている事が取得の条件です。

この実技研修の最中、最新の水泳に触れる目的で、最新のスタート台を使わせていただく機会がありました。

かつてのスタート台は平面で、両足も揃えなければいけませでしたが、最新のそれは傾斜が付き、バックプレートまで付属しています。

スタート姿勢は片足の指を先端に引っ掛け、もう片足はバックプレートに置くというもの。

陸上のクラウンティングスタートとほぼ同じです。

背泳についてもバックストロークレッジという補助器具が開発され、より速く、スムーズなスタートが実現できるようになりました。

水に中で泳ぐ。

一言で表せば水泳はそんな単純なスポーツなわけですが、そんな中にも技術革新は着実に進んでいるのを体感し、大いに感心した次第です。

その研修の後では他に、泳法の最新フォームも教えていただきました。

特に平泳ぎのフォームに感銘を受け、事あるごとに試しているのですがなかなか上手くいきません。

技術は進んでも、それに対応できなければ宝の持ち腐れ。

最先端に対応するために練習の毎日です。 郵便局

ご無沙汰している東京圏の友人たちと忘年会をやることになり、先日、渋谷へ行ってきました。

その日に先だって、彼らへのプレゼント用としてお土産を探しにアスティ静岡内の駿府楽市に行った時の事です。そこで品定めの結果、「丸子紅茶 紅富貴 ティーバック」を人数分プラス1個（自分用）を手に取りました。パッケージには「日本の紅茶、発祥の地」と書かれており、軽くてコンパクトで荷物にならないことから、これに決めたわけです。帰宅後、少しはウンチクを添えて彼らに手渡したかったので、自分用に買ってきたその紅茶を試飲しながらネット検索すると、その当時、幕臣であった多田元吉が幕府解体後、徳川慶喜に従って現在の駿河区丸子に移り住み茶の栽培をスタート。その後、明治政府から中国・インドへの視察を命じられ、紅茶の原木を持ち帰り丸子で栽培を開始したのがその始まりだそうです。そんな歴史があったとは…。私は全く知りませんでした。教えるつもりが教えられ。遠くの友人のおかげで、身近な土地の歴史を知る。何だか不思議な味のする紅茶に出会えた瞬間でした。

新年早々、東京に行くことになり、どうせ行くなら一緒に行く連れが「靖国神社に行きたい」言い出したので靖国神社に行ってきました。

とても美しい神社で冬の平日の昼間ということもあり、人が少なくとても静かで神聖な空気の中かで声を出すことも躊躇う程でした。

靖国神社と言えば、数年前は色々とお隣の国から猛抗議を受けてニュースになっていましたが、現在では静かなものです。

その後、日本への外国人観光客ブームが到来して日本への観光客が増えましたので観光地へ行くと近隣諸国の方が溢れかえる様になりました。

参道を見ながら周りを観察しながら歩いていると数年前に猛抗議をしていた国の観光客が多く歩いているのを見かけました。

どの様な気持ちや理由で来たのか？

はたまた、多くに外国人が日本に来るようになり、日本の歴史を知るようになって認識が変わったのか、あの当時の抗議は何だったのかと思わずにはいられず複雑な気持ちになった一日でした…

神社でおみくじは引かない派

## 編集後記

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

暖冬と言われた今冬も、年末年始は例年通りの寒さとなりました。

年の瀬に相次いで寒波がやってきて、体調を崩している方も多いことと思います。ご自愛下さい。

さて、平成最後の新年を迎えました。今年の5月には新天皇が即位し、年号も新しくなります。

年末のテレビでは、平成30年間を振り返る特番が多く放送され、番組の締め括りとして「戦争がなく平和な時代」だったとしていました。

そして、第三次産業革命（デジタル革命）から第四次産業革命へ急速に移行したのが平成の時代だったと言われていました。

現在進行中の第四次産業革命は、IoTやビッグデータの活用、AIの発達によって、従来のサービスや考え方はもとより、我々行政書士の在り方も劇的に変わっていきます。

新しい年号を迎える今、我々も時代の変化に対応する自助努力をしていくことが求められると思います。

当委員会でも会報誌のデジタル化を検討し、先般会員の皆様にもアンケートによりご意見を伺いました。そして、今春には、（本会ホームページのリニューアルにあわせて）会報のデジタルブックでの提供開始を予定しています。

広報委員会の新たな試みに、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

末筆ではございますが、会員の皆様にとって、今年が素敵な一年になるようお祈り申し上げます。

# 掲示板

## 静岡県知事への新年挨拶

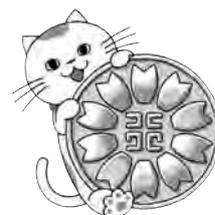
去る1月7日月曜日、静岡県行政書士会の役員が川勝平太知事へ新年の挨拶に伺いました。

静岡県行政書士会からの出席者

平岡康弘	会長	中山正道	副会長（会長職務代理）
大塩博喜	常任理事	五條義人	常任理事



- ・行政書士証票・会員証を常時携行しましょう
- ・補助者には補助者証を常時携行させましょう
- ・行政書士徽章を着用しましょう
- ・補助者には補助者証を着用させましょう
- ・補助者届出は適正にしましょう
- ・登録事項に変更が生じた場合は早急に変更手続きをしましょう



# Bulletin board

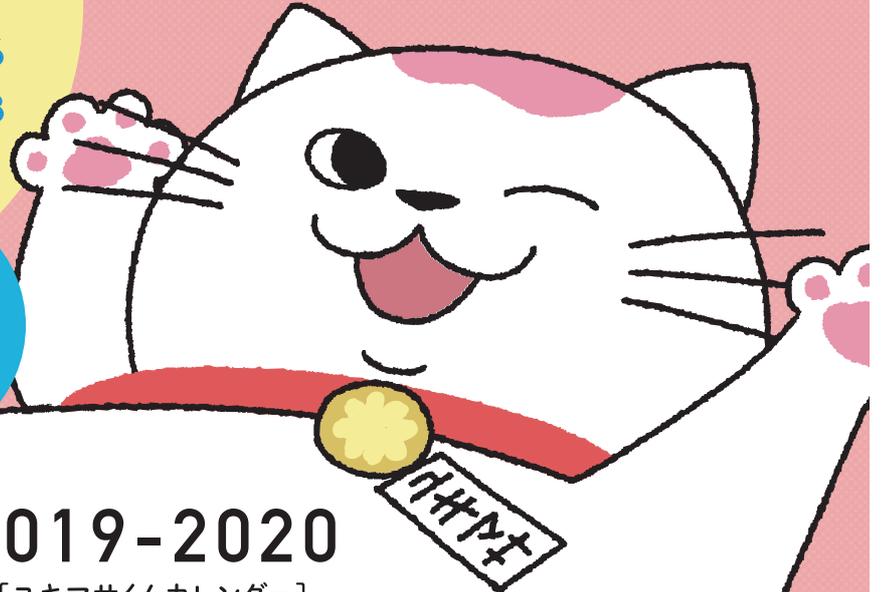
行政書士総合相談センター

# 「行テラス®」 スタートします!

2019 **2**

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

2月22日は  
行政書士  
記念日です



## 2019-2020

[ユキマサくんカレンダー]

**3**

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

**4**

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

**5**

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

**6**

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

20日、  
21日は  
定時総会

**7**

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

**8**

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

**9**

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

**10**

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

行政書士  
制度広報  
月間

**11**

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10日は  
行政書士  
試験日

**12**

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2020 **1**

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020 **2**

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

人生100年 あなたに寄り添う 行政書士

日本行政書士会連合会 [www.gyosei.or.jp/](http://www.gyosei.or.jp/)